

## 「基本計画（補助金）見直しの方針」に対する意見の取りまとめ

○基本計画の策定対象となる各府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、の計7府省）から、計73補助金に対する「見直しの方針」への対応について、以下の通り回答を得た。

- ①全府省の、全ての補助金の全ての項目について、「1. 左記の通り対応」という対応方針を得た。
- ②「2. 左記の対応は行わない」と回答した府省、補助金は無い。

（参考）なお、上記回答において、以下2点の意見が併せて寄せられた。

○（4）（別紙参照）については、経済産業省と会計検査院との検討結果を踏まえ、対応を検討する。（国土交通省）

○（2）（別紙参照）については、厚生労働省としても、経済産業省意見（第2回行政手続部会第2検討チーム）同様、WEB申請システムについては、各省横断的なシステム開発の検討など、行政手続部会（規制改革推進室）が中心となって、議論を進めていた  
だきたいと考えている。（厚生労働省）

## 「基本計画(補助金)見直しの方針」に対する意見

省 庁 名	
補 助 金 名	
目 の 区 分	

- 1.左記の通り対応  
2.左記の対応は行わない

## 1. 「見直しの方針」への対応

	「見直しの方針」の記載	履行の可否
(1)	<p>平成31年度(2019年度)までの行政手続コスト「20%削減」に言及していない基本計画が多い。また、20%削減の具体的な根拠やスケジュールが不明確なものも散見される。</p> <p>各省毎に補助金の分野で、2020年3月末までに行政手続コストを20%削減する必要があるため、補助金毎の削減目標や、具体的な手段ごとの削減見通しの根拠、削減に向けた具体的なスケジュールを、基本計画に記載すべき。</p> <p>また、「行政手続の電子化の徹底」という観点から、電子申請の利用率の目標も、基本計画の中で提示すべき。</p>	1. 左記の通り対応
(2)	<p>オンライン化が進んでいない理由をしっかりと分析して、対策を講じるべき。多くの補助金において、メールや郵送による受付を電子化に含めているが、特に申請件数が多い補助金については、WEB申請システムを検討すべき。</p> <p>(モデルとすべき事例、科学研究費助成事業(文科省))</p>	1. 左記の通り対応
(3)	<p>「取組事例」(別紙)を参照し、積極的に導入を検討すべき。</p> <p>(下記①～③は別紙より抜粋したモデルとすべき事例)</p> <p>① 同一補助金において、公募段階で求めた資料は、交付決定段階で求めない(経産省)。また、省内の補助金で提出した書類について、他の補助金申請の際に提出不要とする。(経産省)</p> <p>② 地方公共団体に対する間接補助金について、必要最小限の記載項目を標準様式として提示するとともに、詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最小限のものに抑える。また、添付資料について、「その他参考となる資料」との曖昧な記述は廃止(必要な資料は明記)する。(厚労省)</p> <p>③ 実績報告書について、EXCELによる自動計算とし、窓口持参や郵送ではなく、電子的な提出とする。(厚労省)</p>	1. 左記の通り対応
(4)	<p>簡素化の対象範囲が、補助金の「公募・交付決定段階」のみを対象とするものが多い。</p> <p>「公募・交付決定段階」以後の手続についても、簡素化を工夫すべき。</p> <p>(実績報告書(上記③③)、書類保存負担の軽減、検査対応時間の合理化など)</p>	1. 左記の通り対応
(5)	<p>地方公共団体に事務が委任されていることを理由に、国では対応不可能とするものが散見される。また、地方公共団体の協力を得るための具体的な方策に言及していないものも多い。別紙「取組事例」(上記③②)を参考に、基本計画を見直すべき。</p>	1. 左記の通り対応

## 「見直しの方針」に対応できない(上記で2.を選択した)場合の理由

--

## 基本計画(補助金)見直しの方針への意見

経済産業省  
2017. 9. 291. 行政手続きコスト「20%削減」に向けて

- 当省の基本計画においては、2019年度までに行政手続きコスト「20%削減」を既に記載済みであり、達成に向けた取組はしっかりと行っていく。
- 一方で、全省的に目標を達成するためには、各省横断的なシステム開発の検討など、行政手続部会(規制改革推進室)が中心となって、議論を進めることが効果的・効率的ではないか。
- 例えば、委託事業については、G E P Sという各省が使える電子申請システムがあるが、補助金については同じようなシステムがない。
- 補助金手続きの電子化のためには、このようなシステムの開発が不可欠(※)であるが、その開発は各省庁にまたがる話しであり、また、会計検査等との関係も各省横断的に整理する必要があるため、行政手続部会において議論を進めることが重要。
- なお、当省においては法人番号を活用した法人情報の公開サイト(法人インフォメーション)を運用しており、当該システムと連携すれば、行政手続の申請等における法人基本情報の入力を省略化することができる。当省としても法人インフォメーションの活用等をとおして、行政手続部会の取組に協力してまいりたい。

(※) 事業者から電子データで補助金の申請を受けても、行政側が紙媒体で起案等の内部手続きをすると、印刷等の追加の業務が発生し、行政側も含めた全体のコストは削減できないこととなる。このため、行政側の手続きの電子化を併せて進めることが重要。そのためには補助金においてもG E P Sのような電子起案等も可能なシステムの開発が必要。

2. 交付申請以後の手続きの簡素化(書類保存負担の軽減、検査対応時間の合理化など)等について

- 書類保存負担の軽減や確定検査対応時間の合理化等は会計検査院との調整が必要。まずは、会計検査院とどのような書類が最低限必要か整理することが重要。
- そのためには、各省横断的な整理となるため、行政手続部会において議論を進めていただくことが効果的・効率的。
- また、交付申請以後の手続きは、補助金適化法の対象となり、また、会計検査等の対象にもなるため、正式な申請であることの担保(電子証明)等が求められる。
- これらを可能とするためには、1. と同様に電子システムが必要になるため、各省横断的な取組として、行政手続部会で議論を進めていただきたい。

3. その他

- 当省としては、2019年度までに行政手続きコスト「20%削減」に向けて、様々な先行事例に取り組んでいる。これらの取組を緩めるつもりはない。行政手続部会においては、各省にまたがる上記 1. と 2. の達成に向けてリソースを集中した方が良いのではないか。